

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 18日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530568

研究課題名（和文） 家族における死者のメンバーシップ — 死者の社会的生を問う

研究課題名（英文） The Membership of dead in the living family
— Discussing the social life of the dead

研究代表者

木村 好美（KIMURA YOSHIMI）

早稲田大学・文学学術院・准教授

研究者番号：90336058

研究成果の概要（和文）：本研究は、死別した家族を家族成員としてどのように位置づけるのか、すなわち死者のメンバーシップ—死者の社会的生について、贈与論的パースペクティブより検討することを試みた。質的調査においては、死者の社会的生の規定要因としては、故人-遺族という死者-生者関係以上に、遺族同士や遺族—それ以外の家族・友人などの生者-生者関係における相互作用がより重要である可能性が示唆された。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to examine the Membership of dead in the living family — Discussing the social life of the dead. In qualitative research, as determinants of social life of the dead, It was found that Interaction between the living is more important than the relationship between the dead and the living.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会学

キーワード：死者との交換様式・絆の継続モデル・グリーフケア

1. 研究開始当初の背景

本研究は、家族における死者のメンバーシップないし社会的生に照準している。ここで「社会的生」とは「社会的死」（「ある個人が、その生物学的死に前後して、他者の生活のなかで社会的存在として存在することを停止すること」（澤井 2005:134））と対になる概念であり、ある人が「生物学的」に死亡したとしても、故人が「他者の生活のなかで社会的存在として存在する」限り、当該の「他者」にとっては「社会的」に生きていることを示す。こうした主題設定の背景は以下の通りで

ある。

家族社会学は、先祖祭祀（これも死者の社会的生の形式である）に注目し、その変容を指摘してきた。なかでも井上治代は「墓祭祀の脱家的過程を社会学的にとらえ、家族の変化に伴った先祖祭祀の変容を浮き彫り」（井上 2003:4）にすることを試みている。井上の研究は、変容後の先祖祭祀（より正確にはもはや「先祖祭祀」とはいいがたい死者との関わり）のある面を適格に描いているが、描き残している部分もある（これが本研究の焦点となる）。

何が描かれ、何を描き残されたのか。井上は、森岡清美の議論を参照しながら、「直系家族」と「夫婦家族」という区別を導入し、「直系家族」から「夫婦家族」へという日本社会における主たる家族形態の変容とともに、先祖祭祀もまた変容してきたと指摘する。ここで「直系家族」とは「家族の外側から見た形態上の分類で、夫婦と、一人の既婚子とその配偶者、および彼らの子どもからなり、二つの核家族が既婚子を要として、世代的に結合した家／族」であり、「夫婦家族」とは「家族の外側から見た形態上の一形式で、夫婦と未婚の子からなり、核家族が単独で存在する形態」である（井上 2003:2-3）。

直系家族から夫婦家族へという変化に平行して「先祖」としてはカテゴライズできない死別した家族との関わりが重要になる。このことを指摘するために、井上は導入されるのが「近親故人」というカテゴリーを導入する。

「近親の故人を『先祖』という語で実感できない人々の存在を視野に入れ、家族・親族にかかわる故人をすべて『先祖』とするのではなく『近親故人』の語も加える」（井上 2003:23-24）。先祖祭祀の変容を「遠い先祖まで含む、系譜的な先祖観から、直接経験の範囲内の近親に限る代わりに、双系に拡がる先祖観への変化」と「系譜上の先人であれば選り好みなく含めなければならぬ義務的な先祖観から、追慕哀惜の対象となる近親の故人に限る任意的な先祖観への変化」としてとらえる森岡の指摘（森岡 1984:224）を引用しつつ、井上は「先祖」として認識されていない「追慕哀惜の対象となる近親の故人」との関わりを研究対象として措定するのである。

生者である家族成員と「追慕哀惜の対象となる近親の故人」との関わりをどのように描かれたのか。井上は、遺骨の自宅安置や携帯（井上は、これを「遺骨を粉碎してプレートやペンダントを作成したり、パウダー状の遺灰を球体ガラスの器に安置するといった新しい自宅供養の形態」と表現している）という現象に注目し、こうしたことを行う人々を調査し、こうした人々にとって、死別した家族の「まなざし」や「対話」が「生きがい」となっていると指摘する（井上 2003:77-81）。

井上は「生きがい」という生者によりポジティブに価値付けられたものを近親故人の「死者の社会的生」にみだしている。たしかに「追慕哀惜の対象となる近親の故人」の社会的生は、そうしたポジティブな価値を帯びるかもしれない。しかしここで注意すべきは、近親故人は、必ずしも「追慕哀惜の対象となる」とは限らないという事実である。この点に着目することで、次のような問いが出てくる。他の家族成員にとって迷惑な、あるいは苦痛を与えるよう行為（例えば家族外での借

金などのトラブル、家族内での暴力、虐待など）を繰り返す成員が死去した場合、その死者の社会的生はどのようなものとなるのだろうか。むしろ死者の社会的生を支えるのは生者の記憶だから、そうした近親故人は、死後、忌まわしいものとして忘れ去られ、社会的生を得ないのかもしれない。しかし精神医学では、意識の上では忘れてしまいたい不快な記憶が（たとえ意識の上では望んでいなくても）反復的に想起してしまう人がいることが指摘されている。とするなら追慕哀惜どころか憎しみの対象である近親故人もまた社会的生を持ってよみがえり、生者を苦しめ続けるということも十分考えられる。加えて近親故人が、追慕哀惜の対象であったとしても、その社会的生が「生きがい」のようなポジティブなものを生者に与えるとは限らない。「サバイバーズギルティ」は極端なケースだとしても、死者に「ひどいことをしてしまった」とか「もっと何かできたのではないか」「もっと孝行できたのではないか」という思いは珍しいものではない。こうした思いの対象となっている近親故人が社会的生を得ることもあるだろう。そうした場合、追慕哀惜の対象となる近親故人の社会的生は「生きがい」という語では語りきれない意味を帯びたものとなると推測できる。

ここで改めて問われるべきは、次のような問いである。近親故人に対して、残された家族成員はどのような思いを持つのか。そうした思いは、何から（例えば近親故人の生前の行い、生前の近親故人に対する残された家族成員の行いなどから）、どのように影響を受けるのか。また近親故人に対する思いは、どのように変化するのか。そうした変化は何から影響を受けるのか。

【参考文献】

- 井上治代、2003『墓と家族の変容』岩波書店
井上治代、2004「配偶者喪失と核家族の死者祭祀——遺骨との対話が『生きがい』」『生きがい研究』10号、65-84頁
森岡清美、1984『家の変貌と先祖の祭』日本基督教団出版局
澤井敦、2005『死と死別の社会学——社会理論からの接近』青弓社

2. 研究の目的

「死者とのつながり」に焦点をあてると、欧米の研究では Dennis Klass らの「絆の継続モデル (continuing bonds model)」が注目に値する (Dennis Klass ら 1996)。これは、グリーフの目的を新しい愛着を形成するために個人との絆を断ち切ることにあり、とするフロイト以来の支配的な「絆の断絶モデル」に対し、欧米においても人々は死別した家族をその成員として位置づけ

ようとしてきたことを示している。このことと、前述した日本における死者とのかかわり方（祖先崇拝など）より、本研究では上述の問いに答えるために、贈与論的パースペクティブから「死者の社会的生」を検討することにした。

マルセル・モースは「われわれの社会がその上に築かれている人類の岩盤」（モース 2009:15）として「贈り物を与える義務」「贈り物を受け取る」「受け取った贈り物にお返しをする義務」（モース 2009:38）という3つの義務に基づく「道徳と経済」（モース 2009:15）を指摘した。Mauss は、ひとつの家族に留まらない広がりをもったネットワークを「社会」として想定していた。しかし本研究は、ひとつひとつの家族（ここで想定しているのは井上のいう「夫婦家族」である）が「贈り物を与える義務」「贈り物を受け取る」「受け取った贈り物にお返しをする義務」に基づいた「道徳と経済」に支えられた小「社会」であると仮定する。そして家族成員（死者を含む）それぞれには、贈与をめぐる義務が配分されていると考えるのである。こうした仮定は、近親故人の社会的生ないし生者の死者に対する諸々の思いを単に記述するだけでなく、生前／死後の近親故人をめぐる相互作用と関係付けて因果的に説明する枠組みとなるからである。贈与論的パースペクティブは、近親故人をめぐる生者の意識・行動を、贈与「経済」の産物として位置付け、(1)(2)のような推測を可能にする。

(1)生前の近親故人に対する贈与をめぐる義務の不履行は、近親故人に対する負債の意識を生み出す。こうした意識は、生者をして様々な行為への動機付けとなる。例えば「もっと〇〇できたのではないか」「もっと××すれば良かった」という近親故人への謝罪を含む後悔の念は、生者の負債（残された家族）の意識の表れである。ただし社会的生を得ている死者は行為者であり、残された家族が行為者に対して（例えば返礼するなど）履行されていなかった義務を履行することは可能である。

(2)生前の近親故人による贈与の義務の不履行が、その死後、生者（残された家族）による故人に対する怒りなどの感情を生み出す。こうした意識もまた生者を様々に行為の動機付けとなる。かつて履行しなかった贈与をめぐる義務を死者に履行させるのは難しい。というのも社会的生を得ている死者は行為者であるとはいえ、活動する身体を欠くのであり、価値を帯びたモノやサービスを生み出すことは、ほぼ不可能だからである。

以上はあくまで推測であり、実際に贈与「経済」が近親故人をめぐる生者の意識・行動を生みだしているか否かは経験的に確かめる必要がある。そのためには、(a)～(c)をひ

とつひとつ明らかにしていく必要があるだろう。

(a)家族成員（死者を含む）には、それぞれの贈与をめぐる義務が配分されているのか。各成員には、どのような贈り物をする義務、受け取る義務、および返礼する義務が課せられているのか。

(b)近親故人の生前のそうした義務の履行／不履行は、生者（家族成員）の贈与をめぐる行為と組み合わされることで、どのように、そしてどのような意識を残された生者に生じさせ、どのような行為へと向かわせるのか。

(c)どのような家族外の要因（例えば当該家族の階層的なポジション）は、贈与をめぐる行為とそれが生み出す意識にどのように左右するのか。

本研究が答えるべきは、これらの問いである。贈与論的パースペクティブの示唆する家族（夫婦家族）モデルを、そこから導かれる仮説を、アンケート調査、インタビュー調査を通じて検討することで、修正・洗練することが課題である。

【参考文献】

マルセル・モース（吉田禎吾・江川純一訳）、2009『贈与論』筑摩書房
Dennis Klass, Phyllis R. Silverman, and Steven L. Nickman eds., *Continuing Bonds: New Understandings of Grief*. Washington, DC: Taylor & Francis, 1996.

3. 研究の方法

(1)文献研究

「近代家族」における死者の位置付けを解明するため、社会学のみならず、民俗学や人類学、心理学、保健医療の分野まで幅広く先行研究の検討を行った。

(2)成員喪失後の家族の軌跡の調査

当初は、東京で実施予定であった調査票調査を、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響を鑑み、調査票調査の対象・質問項目に変更を加えた。

すなわち、東北に親族が在住していた可能性がより低い（震災で両親はじめ親族を亡くした可能性の低い）と推察される大阪に対象エリアを変更し、調査対象は平成24年3月31日時点で55歳から69歳の大阪府内在住の男女とした。代表性の問題はあるものの、調査方法もインターネット調査に切り替え、調査実施時期も可能な限り遅くした。

実際の調査は平成24年3月6日に登録モニター5,685件に配信し、同年3月12日までの1週間を回答期間とした。回収されたのは1,733件（回収率30.5%）であり、現在データクリーニングを行い、分析に取り掛かっている。

(3)グリーフケアの実践家および対象者のイ

インタビュー調査

半構成的個人インタビューでデータを収集し、事例分析を行った。対象者のリクルートは、ある死別者の自助グループの代表にアプローチし、研究の趣旨を説明して協力の同意を得たうえで、グループメンバーのAさん（仮名）を紹介していただいた。Aさんは働く40代の女性で、数年前に約20年連れ添った夫をがんで亡くし、その後1年もしないうちに、やはりがん闘病中であった母親を最終的に別の病で唐突に喪った人である。Aさんにも同様に研究の趣旨説明をして協力の同意を得た。

インタビューは、2011年2月24日にプライバシーの保たれた部屋で約4時間にわたって行われ、内容は対象者承諾のうえICレコーダーに録音した。後日、テープ起こし業者に逐語録作成を依頼し、できあがったものをICレコーダーを聴きながら確認・修正した。逐語録はA4紙で72枚、約85,000字であった。

4. 研究成果

(1) 文献研究

文献研究の成果は、前述した「1. 研究開始当初の背景」および「2. 研究の目的」にすでに反映されているので、そちらを参照されたい。

(2) 成員喪失後の家族の軌跡の調査

調査の実施を遅らせたため、一部データにエラーが残っているが、現時点で明らかなことは以下のとおりである。

① 死別した実の両親との関係においては、父親との関係よりも母親との関係の方が良好であった場多い。なお、死別した実の両親との関係が悪かった人は全体の10%~15%程度である。

② 死別した実の両親との関係が概ね良好であったにもかかわらず、「亡くなった後も母（父）がそばで見守ってくれている気がする」に代表される、「死者」の「生者」への影響を見ると、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」との回答は、多い項目で50%程度に留まる。

まだデータを整理している最中であるので、今後はサポートの授受や信仰心との関連などを詳細に検討してゆく。

(3) グリーフケアの実践家および対象者のインタビュー調査

インタビュー調査より、遺族と近親故人との生前および死後の関係や相互行為について明らかになったのは、以下の⑦点である。なお、紙幅の都合上、逐語録は掲載できないことをご承知おきいただきたい。

① 死にゆく近親者に対して家族が贈与の義務を強く意識する「贈り物」に、闘病を支え最期までケアするという行為がある。この贈り物に対して、近親者が存命中に生き続ける

ことに対する積極的な姿勢と感謝や満足を家族に示せば、それは家族に対する「返礼」となり、死後も遺族となった家族の回想の中で満足感や達成感を与えた存在として生き続ける。

② しかし、たとえ近親故人による「返礼」の義務が履行され、それにより当該遺族が満足感や達成感を抱いたとしても、例えば親族や友人・知人などの葬儀参加者といった両者にかかわる生者が、互酬的完結を見て安定したはずの贈与経済を再び不安定にし、当該遺族が故人から受け取ったはずの「返礼」を目減りまたは帳消しにしてしまうこともある。

③ 配偶者死別がしばしば引き起こすのは、義理の親との急激な関係距離の接近と、それに往々にして付随する彼らとの軋轢である。この意味で、夫婦家族においては、夫婦互いが健康に生きていることそれ自体が一つの互酬的贈与義務であるといえなくもない。

④ 配偶者同志は、互いに健康に生きることで自分の原家族の成員と配偶者との間に、ある程度の緩衝地帯を贈与し合うが、如上のように、死別およびその後の処理作業は、この相互贈与関係を急速に破綻させることがある。「緩衝地帯」は、配偶者の原家族を自分たちの生活圏外にとどめる役割を果たすが、それが崩壊・消滅すると、彼らが生活圏に否が応でも入ってきて、両者の直接的な相互作用が発生せざるを得なくなる。

この際に、双方の死別に対する反応——それは、近親故人の社会的生に対する意味づけに根ざす——に大きな差異があると、そこに互酬的關係は成立せず軋轢が発生する。配偶者の死によって発生するこうした互酬的贈与義務の不履行は、Aさんの場合は亡き夫に対する責めの感情を引き起こすことはなく、むしろ故人に対するある種の同情心と、生前の夫に結婚をとおしてより良い社会環境を自分は提供できたという少なからぬ自負を芽生えさせていた。

⑤ 死別者は、周りの者に自分の悲しみを受けとめてもらうこと、あるいは少なくとも耳を傾けて思いを共有してくれることを期待する。この「期待」がここでとりあげている贈与経済における互酬的関係の始点であり、相手から死別悲嘆の受容や傾聴という「贈り物」を引き出す。この「贈り物」に対する「返礼」の一つは、その「贈り物」に対する相手からの感謝である。

しかし、Aさんのケースで興味深いのは、母親の「贈り物」が自らの配偶者死別体験を娘に伝えることで、娘の死別悲嘆を和らげようとする側面が含まれていたことである。この母からの「贈り物」には、その性質上Aさんから感謝以外に自分自身の死別体験に対する「受容や傾聴」という「返礼」をしてほしいとの期待が、少なからず含まれている。A

さんは、母のこうした特定の「返礼」に対する期待に、生前十分に応えてあげられなかったかもしれないと感じており、故人に対して遡及的な負債意識を少しばかりもつに至っている。

⑥こうした後悔のかたちをとる生前の近親故人に対する贈与をめぐる義務の不履行は、社会的生を生きる故人に対して直接に「返礼」することで、履行されていなかった義務を履行することは、理論上可能に思える。しかし、近親故人の社会的生のあり方は、そもそも遺族の故人に対する意味づけに規定されるため、後悔のもとであり負債を感じる対象として故人を意味づける限り、その後悔を解消するために負債を故人に返済しようとすることは実際には困難である。

Aさんも故人となった夫に対して最初は負債の返済を試みるが完済できず、精神的に非常に苦しんだ。散々苦しんだ果てに彼女は、果たせなかった義務の履行対象を夫婦関係やその他の人間関係を自明視しながら実体的な生を生きる他者に移し、夫を負債の返済対象から外した。故人である夫への「返礼」は存命他者への「贈り物」に変換され、その「贈り物」を受け取った他者が自分と同じ後悔をしないように生きるうえで、自分の「贈り物」が一助となると信じることで、自分は直接的に、そして社会的生を生きる故人の夫は「私」を経由して、彼らからの「返礼」を受けとることになる。

⑦近親故人の社会的生や家族成員としての再配置を検討するうえで、贈与論的パースペクティブは相当程度の有効性を有するといえる。しかし、以上①から⑥の知見から明らかかなように、近親故人と遺族との間の双極的な互酬関係に限定されない贈与経済の展開が認められることは留意すべきである。死者の社会的生の規定要因としては、故人-遺族という死者-生者関係以上に、遺族同士や遺族-それ以外の家族・友人などの生者-生者関係における相互作用がより重要である可能性さえ示唆されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ①山崎浩司、研究の技術(4): 質的研究の技術2——分析編、日本認知症ケア学会誌、査読無、10巻4号、2012、490-496
- ②山崎浩司、研究の技術(3): 質的研究の技術1——基本編、日本認知症ケア学会誌、査読無、10巻1号、2011、106-113
- ③山崎浩司、原爆マンガにおける責めの考察——『夕風の街 桜の国』を題材に、死生学研究、査読無、特集号、2011、94-117

④山崎浩司、インフォーマルケア論と相互作用論の視座——死と看取りの社会学の展望、社会学年報、査読無、39号、2010、45-49

⑤山崎浩司、横山葉子他、青森県民のがんに関する認識と経験——胃がん・大腸がん・肺がんの検診を中心に、保健師ジャーナル、査読有、第66巻4号、2010、358-365

⑥Suzuki M, Yokoyama Y & Yamazaki H (2009) Research into Acupuncture for Respiratory Disease in Japan: a systematic review. *Acupuncture in Medicine*, 27: 54-60.

⑦Yamazaki H, Slingsby B, Takahashi M, Hayashi Y, Sugimori H & Nakayama T (2009) Characteristics of Qualitative Studies Published in Influential Journals of General Medicine: a critical review. *BioScience Trends*, 3(6):202-209.

[学会発表] (計10件)

- ①山崎浩司、配偶者の死別に向きあうプロセスの解明——男性の死別体験におけるケアの必要性とあり方の検討、第16回日本臨床死生学会大会、2010年12月11日、早稲田大学
- ②山崎浩司、原爆マンガにおける責めの考察——『夕風の街 桜の国』を題材に、日韓国際研究会「東アジアの死生学へ」、2010年11月20日、コリアナホテル(ソウル)
- ③山崎浩司、いのち教育における場と素材——お寺・マンガ・仏教、九州東教区寺庭婦人会総会・研究会、2010年11月13日、長勝寺(大分県)
- ④Yamazaki H, Yokoyama Y, Hidaka Y, Sexual Behavior of Japanese Men who have Sex with Men: some implications for HIV prevention, 6th International Conference of Health Behavioral Science, 2010年9月20日、マラヤ大学(マレーシア)
- ⑤山崎浩司、青森県民はなぜがん検診を受ける／受けないのか?、第36回日本保健医療社会学会大会、2010年5月15日、山口県立大学
- ⑥山崎浩司、横山葉子、日高庸晴、MSMによるハッテン場での性交渉の意味づけ——男性同性間性交渉によるHIV感染の予防介入にまつわる示唆、第23回日本エイズ学会学術集会・総会、2009年11月26日、名古屋国際会議場
- ⑦山崎浩司、起ち上がる【研究する人間】、日本質的心理学会第6回大会、2009年9

月 12 日、北海学園大学

- ⑧ 山崎浩司、死と看取りの社会学：その問題圏——コメント、第 56 回東北社会学会、2009 年 7 月 19 日、東北学院大学
- ⑨ 山崎浩司、青森県民の胃がん・大腸がん・肺がんの予防にまつわる認識と行動、第 24 回日本保健医療行動科学会学術大会、2009 年 6 月 28 日、甲南大学
- ⑩ 山崎浩司、横山葉子、日高庸晴、MSM による性交渉の意味づけ——男性同性間性交渉 HIV 感染の予防介入にまつわる示唆、第 35 回日本保健医療社会学会大会、2009 年 5 月 17 日、熊本大学

〔図書〕（計 1 件）

- ① 中川輝彦・黒田浩一郎編著、ミネルヴァ書房、よくわかる医療社会学、2010、213

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 好美 (KIMURA YOSHIMI)
早稲田大学・文学学術院・准教授
研究者番号：90336058

(2) 研究分担者

山崎 浩司 (YAMAZAKI HIROSHI)
信州大学・医学部保健学科・准教授
研究者番号：30378773

(3) 研究分担者

中川 輝彦 (NAKAGAWA TERUHIKO)
熊本大学・大学院社会文化科学研究科・准教授
研究者番号：10440885